

廃石綿等の埋立処分基準に関する検討委員会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について（回答）

1 「固型化、薬剤による安定化」の内容について

意見概要	回答(案)
<p>○ 固型化のための措置の基準、作業方法、薬剤の種類について、具体的に告示やマニュアルを定めるなど、規定を設けるべき。</p> <p style="text-align: center;">（同様意見、他7件）</p>	<p>○ コンクリート固型化の作業方法等については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 19 年3月、以下「処理マニュアル」という。）に、記載しています。</p> <p>また、薬剤については、大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業時に使用する粉じん飛散抑制剤や建築基準法に規定する石綿飛散防止剤が該当します。</p> <p>このことについてはマニュアル等で明示する予定です。</p>
<p>○ コンクリート固化について、中間処理施設での処理を義務付けると、処理可能な施設が限られるため、運搬するための費用が増大し、現実問題として対応不可能になる。</p>	<p>○ 本件に係る措置を、産業廃棄物処理業者が中間処理業として行うことは想定していません。</p>
<p>○ 薬剤については、国土交通大臣認定の石綿飛散防止剤を使用するよう義務化すべきではないか。</p>	<p>○ 国土交通大臣の認定に係る石綿飛散防止剤は、石綿の封じ込め処理工事に使用される薬剤として認定されており、その種類や使用方法も様々であることから、そのまま埋立処分の基準として義務化することは適当ではないと考えています。</p>
<p>○ 薬剤の性能(耐久性能等)についても規制すべき。</p>	<p>○ 薬剤については、大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業時に使用する粉じん飛散抑制剤や建築基準法に規定する石綿飛散防止剤が該当します。</p> <p>また、埋立処分を行う際に二重こん包が破袋する等の事故が発生した場合であっても、石綿が直ちに大気中に飛散することがないよう措置できる性能を有している必要があります。</p>
<p>○ 密閉した状態で処理されたものを、再度開閉して固型化等を行うことは無駄であり、グローブバック使用による除去作業については、措置を不要とすべき。</p>	<p>○ グローブバックを使用した石綿除去作業にあっても当該措置は必要です。</p> <p>ただし、除去作業時に当該措置が適正に行われていれば、排出後に改めてグローブバックを開閉し措置する必要はないと考えます。</p>
<p>○ 養生材他も措置が必要になれば費用が増大する。養生材等も対象となるのか。</p>	<p>○ 石綿建材除去事業において用いられ、破棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるものは、廃石綿等に該当し、飛散防止の措置は必要であるため、埋立処分を</p>

	行う場合には、本件の対象となります。
--	--------------------

2 「その他これらに準ずる処置」の内容について

意見概要	回答(案)
<p>○ 明確にしないと処理業者が個々都合のよい判断で処理を行うため、具体的に何を指すのか明確にするべき。</p> <p>(同様意見、他1件)</p>	<p>○ 「その他これらに準ずる処置」には、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に係る規制基準(作業基準)に定められている「薬液等により湿潤化すること」が該当します。</p> <p>このことについては、処理マニュアル等で明示する予定です。</p>

3 「耐水性の材料」について

意見概要	回答(案)
<p>○ 具体的に何を指すのか明確にするべき。</p>	<p>○ 十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器が該当します。</p> <p>また、処理マニュアルにより、「積み込み・荷下ろし等の作業条件を十分に考慮して、容易に破損等の恐れのないもの」、又、「プラスチック袋は、厚さが0.15mm以上のものが望ましい。」としています。</p>

4 「その表面を土砂で覆う等の必要な措置」の内容について

意見概要	回答(案)
<p>○ 具体的に何を指すのか明確にするべき。</p>	<p>○ 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないように行う即日覆土が該当します。</p> <p>即日覆土の方法については、処理マニュアルにより、「1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする」としており、基準の改正後においても引き続き同じ扱いとします。</p> <p>○ その他の内容についてもマニュアル等で明示する予定です。</p>
<p>○ 産業廃棄物を砕いたもので覆われたりしないか懸念を持っている。埋立材の定義を定めるべき。</p> <p>(同様意見、他1件)</p>	<p>○ 覆土とは、「土砂による覆いその他これに類する覆い」としています。</p> <p>また、処理マニュアルにより、「覆土材は、石綿を含むものであってはならない。又プラスチック袋を容易に破損させない形状のものとする。」としています。</p>

5 その他

意見概要	回答(案)
<p>○ 改正案に賛成。</p> <p>(同様意見、他2件)</p>	<p>○ 御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 悪徳業者がいる前提でもっと厳しい基準と</p>	

すべき。	
○ アスベストを「溶融処理」したあとで埋め立てる方法がベストである。一歩前進であるが、不十分。	
○ 健康被害や地価下落等について、処分場周辺住民に対する保障を考えてほしい。	
○ 各県平等に処分場を建設すべき。	
○ 跡地利用のための掘削の過程で梱包が破れる恐れがあり、予め廃石綿が埋め立てられている場所は、把握しておく必要がある。記録を規定すべき。	○ 処分場の設置者は、廃石綿等を埋め立てた場合、その位置を示す図面等記録を作成し、保存しなければなりません。 また、廃止後、当該埋立地は、都道府県知事により指定区域に指定され、廃石綿等が飛散・流出する等、生活環境保全上支障が生じるような形質の変更は禁止されます。
○ 埋立後、この土地の管理をどのように義務付けているか。施設閉鎖後はどのような基準が有るのか。	○ 検討委員会の資料については、窓口及び郵送で配布していました。また、10月20日以降は、環境省ホームページから検索可能になりました。
○ 検討委員会の議事録、配布資料等が環境省ホームページに載っていない。	
○ 収集・運搬時の基準はとられないのか。	○ 今回の改正は、廃石綿等の埋立処分に係る規定であり、収集・運搬時の基準ではありませんが、当該飛散防止の措置は、通常、廃石綿等として排出される前に行われるため、収集・運搬時における飛散防止等安全性は向上すると考えます。
○ 埋立処分の現場では、車両からの投げ降りしや重機による転圧等によりこん包が破袋する可能性が高い。作業員への安全衛生対策が不十分。	○ 埋立作業の内容については、処理マニュアルに具体的な手順を示しており、石綿が飛散することがないように、当該手順に従い適正に作業するよう指導しています。今後とも、処理マニュアル等の徹底を図ります。
○ 過去にいろいろと問題(トラブル)があった業者が、完全にルールを守るとは信じられない。廃石綿等の処分については、処理業者に任せるべきではなく、公共(国、県、市町村)が処理すべき。	○ 産業廃棄物の処理業者は、廃棄物処理法に基づき各都道府県等の指導監督を受けます。また、廃棄物処理法に違反した業者等、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者については許可が取消される等、同法により処罰されます。
○ 処分場周辺住民にとって、処分関連業者が基準を守って的確に処理されているかが大切。違反業者への罰則規定等も厳しく規定してもらいたい。	
○ 処分場設置について住宅地等からの距離制限を設けるべき。	○ 廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境保全上の支障がないこと等が許可の要件となっており、各都道府県等により、個々の施設毎に審査されています。
○ 処分場の設置について、地震地域における埋立禁止、運搬車両の通行規制、住宅地等からの距離制限を設けるべき。	